

尾張旭市選挙管理委員会（令和5年第10回）会議録

1 開催日時

令和5年6月1日（木）

開会 午前9時30分

閉会 午前9時55分

2 開催場所

尾張旭市役所 2階 201会議室

3 出席委員

委員長 赤尾勝男

委 員 森賀則、堤美昭、加藤隆広

4 欠席委員

0名

5 傍聴者数

0名

6 出席した事務局職員

参事 三浦明、書記長 大内裕之、次長 西尾裕子、係長 堀和彦、書記 森重雄太

7 議題

付議議案一覧のとおり

8 会議の要旨

書記長	<p>定刻になりましたので、ただいまから令和5年第10回選挙管理委員会を開催いたします。</p> <p>本日の議案は、6月の定時登録の2議案と在外選挙人名簿の登録の抹消についての1議案、合計3議案でございます。</p> <p>ご審議のほどよろしくお願ひいたします。</p> <p>それでは、委員長お願いします。</p>
委員長	<p>改めましておはようございます。</p> <p>(委員長あいさつ)</p> <p>それではまず、次第の2「会議録について」でございます。</p> <p>前々回及び前回の会議録を、議案とあわせて配布しています</p>

	が、訂正等はありますか。
委 員	(なし)
委員長	<p>それでは会議録を原案どおり承認し、会議終了後に署名したいと思います。</p> <p>それでは、次に次第の3「議事」に入らせていただきます。</p> <p>6月の定時登録に関する第52号議案「選挙人名簿の登録について」、第53号議案「選挙人名簿の登録の抹消について」でございますが、関連がありますので一括して事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは第52号議案、第53号議案につきましては、それぞれ関連がございますので、あわせてご説明いたします。</p> <p>はじめに、第52号議案「選挙人名簿の登録について」でございます。公職選挙法第22条第1項の規定により、登録月の1日現在において選挙人名簿に登録される資格を有するかたを同日に登録しなければならないとされており、本日は6月の定時登録を行おうとするものでございます。</p> <p>それでは、議案の被登録資格者をご覧ください。今回の登録は、令和5年6月1日を登録基準日及び登録日としまして、令和5年4月15日の選挙時登録以降の該当者について行うものでございます。</p> <p>まず、被登録資格につきましては、公職選挙法第21条第1項の規定のとおり、年齢要件として市の区域内に住所を有する年齢満18歳以上の日本国民であること、また、住所要件として、住民票が作成された日から引き続き3か月以上、本市の住</p>

	<p>民基本台帳に記録されている者となっております。</p> <p>このため、今回新規に登録される方は、年齢要件が平成17年4月25日から平成17年6月2日までの出生者、住所要件が、令和5年1月16日から令和5年3月1日の転入者ということになります。</p> <p>次に第53号議案「選挙人名簿の登録の抹消について」は同法第28条の規定により、選挙人名簿に登録されている者について、抹消しなければならない事由に至ったものを、選挙人名簿から抹消するものでございます。</p> <p>今回の抹消は、令和5年4月15日の選挙時登録の抹消後、令和5年4月22日までに随时抹消した者以降の該当者について行うものでございます。登録を抹消される事由としては、同法第28条の規定により、死亡又は日本国籍を失ったことを知ったとき、又は市外へ転出後4か月が経過したとき等が抹消事由となっております。</p> <p>このため、今回抹消される方は、令和5年4月23日から令和5年5月31日までの死亡者又は国籍喪失者と、令和4年12月23日から令和5年1月31日までの市外への転出者でございます。</p> <p>次に、本日配布させていただいた登録内訳をご覧ください。本日の登録内訳を示しています（表を説明）。</p> <p>また、参考として投票区別の選挙人名簿登録者数一覧を添付していますので、ご覧いただければと思います。</p> <p>第52号議案及び第53号議案の説明については以上でございます。それでは、選挙人名簿の登録者名簿と抹消者名簿をお回しますので、確認をお願いします。</p>
委員長	では、第52号議案及び第53号議案について、何かご質問等はございませんか。

委 員	(なし)
委員長	<p>ご質問等ないようですので、採決を取りたいと思います。</p> <p>第52号議案及び第53号議案に賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委 員	全員挙手（原案可決）
委員長	<p>第52号議案及び第53号議案は可決されました。</p> <p>続きまして、第54号議案「在外選挙人名簿の登録の抹消について」事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>第54号議案「在外選挙人名簿の登録の抹消について」ご説明いたします。</p> <p>公職選挙法第30条の11の規定により、在外選挙人名簿に登録されている方が、死亡又は国籍を失ったことを知ったとき、又は国内の市町村に転入して4か月を経過したときは、市の選挙管理委員会は、これらの方を在外選挙人名簿から抹消しなければならないとされています。</p> <p>このことにつきまして、2名の方が、国内の市町村に住民票が新たに作成されて4か月が経過したため、在外選挙人名簿から抹消するものでございます。</p> <p>参考としまして、直前の3月1日時点の登録者数、現在の登録者数の内訳を資料として添付しています。全体で、43名の方が在外選挙人名簿に登録されていることになります。</p> <p>説明は以上です。</p>

委員長	では、第54号議案について、何かご質問等はございませんか。
委員	(なし)
委員長	ご質問等ないようですので、採決を取りたいと思います。 第54号議案に賛成の方は挙手をお願いします。
委員	全員挙手（原案可決）
委員長	第54号議案は可決されました。 本日の議題は、これですべて終了しましたが、その他ということで事務局から何かありますか。
事務局	報告事項 ○明るい選挙啓発ポスター懇親会の募集について ○愛選連、全選連東海支部総会について ○市長選挙の収支報告書要旨について ○令和5年度選挙管理委員会の予定について
委員長	それでは、これで選挙管理委員会を閉じさせていただきます。